

# 福島県教育委員会平成25年12月定例会会議抄録

1 日 時	平成 25 年 12 月 19 日 (木) 午後 1 時 30 分
2 場 所	教育委員室 (県庁西庁舎 9 階)
3 出 席 委 員	小野委員長、1 番 高橋委員、2 番 境野委員、3 番 蜂須賀委員、4 番 佐藤委員
4 議 事 内 容 及 び 経 過	
(1) 開 会	午後 1 時 30 分、委員長から 12 月定例会の開会が告げられた。
(2) 会 議 録 署 名 委 員 の 指 名	委員長から、蜂須賀委員、佐藤委員が会議録署名委員として指名された。
(3) 会 期 の 決 定	委員長より、会期は本日 1 日とする旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議なく決定した。
(4) 記 録 係 の 指 名	委員長から大竹主事が指名された。
(5) 教 育 長 提 案 理 由 説 明	委員長から教育長に提出事件について説明を求めた。
	教育長から提出議案等について次のとおり概要説明があった。
	(説明概要)
	議案第 1 号は、教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検・評価結果について諮るもの。
	議案第 2 号は、地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づき知事より協議があったものについて回答しようとするもの。
	議案第 3 号及び議案第 4 号は、地方公務員法の規定に基づき、教職員に対する懲戒処分を行おうとするもの。
	報告第 1 号は、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。
	協議事項は、双葉郡の中高一貫校について、これまでの経緯を説明し、今後の進め方について協議するもの。

(6) 会 議 の 非 公 開

ここで、委員長から、本日の審議のうち、議案第3号、議案第4号及び報告第1号について、非公開として審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議なく決定し、非公開とされた。

(7) 議 案 審 議  
議 案 第 1 号

平成25年度教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検・評価結果について（議案第1号）、教育総務課長より説明があり、以下の質疑応答の後、全員異議なく原案のとおり可決した。

委 員：資料57ページのNo. 44の指標「家庭教育支援情報アクセス数（福島県教育委員会ホームページ）」の評価が「順調ではない」となっているが、保護者に対してどのようにPRしてきたのか。

社会教育課長：社会教育課では、家庭教育力向上のための支援体制の充実のため事業を展開しており、その指標としてホームページへのアクセス数の評価を行っている。支援体制の充実のための事業としては、PTA連合会との連携により、県内7地区においてブロック会議を開催し、そこで課題等を出してもらった。そして、その課題等に関するセミナーを実施し、関係者だけでなく保護者にも参加していただく研修の機会を設けた。また、家庭教育支援者等の養成も進めており、平成24年度は約200人の支援者を養成した。家庭教育支援情報については、福島県教育委員会ホームページの社会教育課のページからアクセスできるが、資料31ページに記載のとおり、平成23年度にはアクセス数が大きく伸びたが、平成24年度には減少した。平成23年度にアクセス数が伸びた理由は、「ふくしまっ子体験活動応援事業」のペー

<p>議案第 2 号</p> <p>(8) 協議事項</p>	<p>ジにアクセスが集中し、そのページからのリンクにより、家庭教育支援情報へのアクセス数が伸びたものである。家庭教育支援情報のページは、保護者の方々が子育ての様々な課題等に対応できるような情報を掲載するなど充実した内容となっているが、保護者への周知については今後とも努めていかなければならないと考えている。</p> <p>委員：学校で周知してもらおうなど、アクセス数が伸びるよう今後も取り組んで欲しい。地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について（議案第2号）、職員課長より説明があり、以下の質疑応答の後、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>委員：平成20年度に締結した協定の期限が切れるために更新を行うものと理解してよいか。</p> <p>職員課長：お見込みのとおりである。今回の協定では、期限を設けない形となる。</p> <p>双葉郡の中高一貫校について（協議事項）、高校教育課長より説明があり、以下の質疑応答の後、了承した。</p> <p>委員：これから教育委員として色々と協力していくためにも、今後は早めに情報が欲しい。中高一貫校に関する検討協議会に様々な立場の人が参加することはとても良いことだと思うが、これから入学してくる子ども達の保護者に対してどのように説明していくかが大事なので、保護者にも協議会に参加してもらった方がよいのではないかと思う。保護者が抱えている様々な心配を解消していく必要がある。</p> <p>高校教育課長：これからはしっかりと情報を伝達しながら進めていきたいと思う。保護者に対してどのように説明していくかについても、今後検討していきたい。</p>
--------------------------------	---

	<p>委員：今までになかったことが起きている訳なので、今後は子どもや保護者の思いを重視していくべきだと思う。</p> <p>教育長：これから入学してくる中学生の保護者に対する中高一貫校のPRはまだまだ不十分である。中高一貫校と言うと、中学校と高校が新しく開校するものだと誤解している方も多。平成27年4月の開校に向けて進めているのは高校についてであり、地元の中学校と高校で連携していくものであるということのPRが足りない。今後は県内各地区で説明会を開催するなど、生徒や保護者、教員へのPRを進めていきたい。</p> <p>委員：中学校の選択にも関わるので、小学生の保護者に対しても説明した方が良いのではないか。</p> <p>高校教育課長：どのような形で小学生の保護者に説明していくか今後検討したい。</p> <p>委員長：誤解を生じさせないように、ありとあらゆる努力をして欲しい。</p> <p>これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり非公開とされた。</p>
<p>(9) 前回会議録の承認</p>	<p>委員長が、平成25年11月定例会の会議録について承認を求めたところ、全員異議なく承認した。</p>
<p>(10) 議案審議 議案第3号  議案第4号</p>	<p>福島県市町村公立学校教員の懲戒処分について（議案第3号）、職員課長より無免許運転及び無車検・無保険車両運転に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>福島県市町村公立学校教員の懲戒処分について（議案第4号）、職員課長より体罰及び不適</p>

<p>(11) 報 告 事 項 報 告 第 1 号</p> <p>(12) 委 員 長 選 挙</p> <p>(13) 委 員 長 職 務 代 理 者 の 指 定</p> <p>(14) 次 回 の 日 程</p> <p>(15) 閉 会</p>	<p>切な指導に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>ここで、委員長から暫時休会が告げられた。</p> <p>午後3時26分、委員長から委員会の再開が告げられた。</p> <p>訓告処分等について（報告第1号）、職員課長より説明があり、了承した。</p> <p>ここで、委員長より、次期委員長選挙を行う旨の発言があり、選挙の方法について諮ったところ、指名推選との発言があり、全員異議なく、選挙の方法は指名推選とすることに決定した。</p> <p>次に、委員長が次期委員長について諮ったところ、次期委員長に小野委員長を指名する旨の発言があったことから、これについて諮ったところ、全員異議なく、小野委員長を次期委員長とすることに決定した。</p> <p>続いて、委員長より次期委員長職務代理者の指定を行う旨の発言があり、指定の方法について諮ったところ、委員長指名との発言があり、全員異議なく、指定の方法は委員長指名とすることに決定した。</p> <p>委員長から高橋委員が指名され、次期委員長職務代理者に指定された。</p> <p>ここで、次期委員長に選任された小野委員長から就任のあいさつがあった。</p> <p>平成26年1月17日（金）午後1時30分に定例会を開会することが決定された。</p> <p>午後3時35分閉会となった。</p>
---	---